

## ○松田町勤労者住宅資金利子補助金交付要綱

(平成3年10月1日告示第25号)

改正 平成23年3月31日告示第14号 平成28年9月28日告示第68号  
令和3年7月30日告示第74号 令和4年6月2日告示第55号

(趣旨)

第1条 この要綱は、松田町に居住する勤労者が金融機関の本店、支店又は出張所であって、神奈川県内に所在するもの（以下「融資機関」という。）から住宅資金の融資を受けた場合、予算の範囲内において支払い利子の一部を補助(以下「利子補助」という。)することについて、必要な事項を定めるものとする。

(利子補助の要件)

第2条 この利子補助を受けることができる者は、前条の融資機関から住宅資金を借入れた者で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 利子補助の申請時において、町内に居住している者で、かつ事業所に雇用され、その賃金により生活している者。
- (2) 町内に自己の居住の用に供する住宅を新築、購入または増改築をした者。
- (3) 町税及び使用料等に滞納がない者。
- (4) 対象の住宅に10年以上居住すること。
- (5) 削除

(補助の基準及び限度)

第3条 この利子補助の基準及び限度は、次の各号のとおりとする。

- (1) 当初借入金の0.2%を補助し、100円未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。ただし、当初借入金は50万円以上3,000万円を限度とする。
- (2) 利子補助の期間は、当初借入金の利息の支払いを始めた月から起算して36か月以内とする。
- (3) 複数名で融資を受けている場合は、全員の合計額をもって当初借入金とする。
- (4) 年度ごとの補助対象期間は、申請年の前年1月1日から12月31日までの1年間とし、1年に満たない場合の補助額は月割りで計算した額とする。
- (5) 利子補助の対象となる、支払った利子の額が、当該利子補助率を乗じて得た額を下回った場合は、当該支払利子の額とする。

(交付申請)

第4条 利子補助を受けようとする者は、毎年1月に勤務先及び融資機関の証明を受け、松田町勤労者住宅資金利子補助金交付申請書（第1号様式）のほか次の各号に定める書類を添えて町長に申請するものとする。ただし、2回目以降の申請にあっては、第1号及び第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 登記簿謄本の写し(1年目のみ)
  - (2) 工事請負契約書・建物売買契約書等、住宅の契約がわかる書類の写し(1年目のみ)
- (交付決定)

第5条 町長は前条に規定する申請書の提出を受けたときは、書類等の審査を行い、利子補助の交付の適否を決定し、松田町勤労者住宅資金利子補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(状況調査等)

第6条 町長は、必要と認めるときは、融資機関に対し報告を求め、又は利子補助の対象となった住宅の活用状況を調査することができる。

(異動の届出)

第7条 利子補助の交付を受けた者で、その交付を受けている期間中に、次の各号の一に該当するときは、異動届（第3号様式）によりすみやかに町長に届け出なければならない。

- (1) 住所または氏名等に変更があったとき。
- (2) 利子補助の対象となった住宅の所有権に変更があったとき。
- (3) その他町長が報告を求めたとき。

(交付の取消し又は返還)

第8条 町長は、利子補助を受けた者が次の各号の一に該当すると認めるときは、利子補助の交付決定を取消し、すでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 融資機関から融資を受けた資金を目的以外に使用したとき。
- (2) 利子補助金の交付申請に不正な行為があったとき。
- (3) 正当な事由がなく、利子補助金の交付決定日から起算して10年を経過する前に、利子補助の対象となった住宅の所有権を移転したとき。
- (4) 正当な事由がなく、利子補助金の交付決定日から起算して10年を経過する前に、利子補助の対象となった住宅から住所を異動したとき。

(5) 前各号のほか利子補助をすることが適切でない町長が認めたとき。

附 則

この要綱は、平成3年10月1日から施行し、この要綱施行後融資機関と融資契約を締結したのから適用する。

附 則(平成23年3月31日告示第14号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成23年1月1日以降の融資について適用するものとし、平成22年12月31日までに融資を受けているものは従前の例によるものとする。

附 則(平成28年9月28日告示第68号)

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、平成28年12月31日までに申請を受けつけたものは従前の例によるものとする。

附 則(令和3年7月30日告示第74号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年6月2日告示第55号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年1月1日以降の融資について適用するものとし、令和3年12月31日までに融資を受けているものは従前の例によるものとする。

様式第1号(第4条関係)

松田町勤労者住宅資金利子補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

松田町勤労者住宅資金利子補助金交付決定通知書

[別紙参照]